

基金に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、公益財団法人お金をまわそう基金（以下「当財団」という）の寄附金取扱規程第5条により設立する基金に関して、同規程第10条に基づき管理方法や諸条件等について定める。

2. 基金設立の諸条件

- （1）基金の設定者は個人または法人とする。
- （2）基金の名称は、設定者が自由に決められるものとする。ただし、著作権・商標を侵害するもの、公序良俗に反するものを除く。
- （3）基金を設立するために必要な最低金額は100万円とする。
- （4）基金への拠出は銀行振込によるものとする。
- （5）基金に拠出された財産は、基金ごとに特定資産として管理する。

3. 基金の設定の手続き

- （1）基金を設定するにあたっては「基金設定申込書」の提出を受ける。
- （2）提出された「基金設定申込書」に基づき、申込者と相談のうえ、当該基金の名称・助成方針等について定め、当該基金の要項を作成する。
- （3）前項で作成した基金の要項について、理事会に諮り、承認を得る。
- （4）理事会の承認が得られたら、設定者から基金設立のための寄附金を受け入れる。
- （5）要項を変更する場合は理事会の承認を得ることとする。

4. 基金からの助成方法について

- （1）設定者は、拠出した基金について、単年度で使い切るか、複数年度にわたり使うか、指定することができる。
- （2）基金からの助成金の交付は、助成金交付規程に則って行う。

5. 基金の助成対象について

- (1) 基金の助成対象は公募により募集する。
- (2) 基金の助成対象は選考委員会の選考結果に基づき理事会が決定する。
- (3) 基金の助成対象の選考基準は助成対象事業選考基準に基づき行う。

6. 基金の終了について

- (1) 当財団の年度の末日に財産の残高の無い基金は、当該年度末日を持って終了する。

7. 基金の事務について

- (1) 基金の設定や運営に必要となる手数料は当財団が負担する。
- (2) 基金の資産の運用は寄附金運用管理規程に基づき行う。
- (3) 当財団は年度ごとに基金の助成先や残高等について設定者に報告する。